

個人ローン

（一般社団法人しんきん保証基金保証付）

（2026年4月1日現在）

商 品 名	個人ローン（一般社団法人しんきん保証基金保証付）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・申込時年齢が満18歳以上である方。 ・安定継続した収入がある方。（派遣社員・パート等の方は、安定した収入がある場合に限り対象。） ・年金受給者の方は、前年の受取実績（他行にて受取の方を含む）がある方。但し、年金担保借入をしている場合は対象となりません。 ・富山県内に居住または勤務しておられる方。 ・日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者である方。 ・一般社団法人しんきん保証基金の保証が受けられる方。
お 使 い み ち	<ul style="list-style-type: none"> ・健全で文化的な生活を営むために必要な資金で、次に該当する資金。 <ul style="list-style-type: none"> ① 申込人またはその配偶者、直系尊属（配偶者の直系尊属を含む）、子、孫、兄弟が必要とする資金。 ※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可となります。 ② 申込人が①を用途として当金庫から借入れた消費者ローン（借換え直前3ヵ月の約定返済で、3営業日以上の上記の履行遅滞が1度もないものに限る）の借換え資金および借換えに伴う繰上完済にかかる手数料。 ※ご融資金は可能な限り振込させていただきます。
ご 融 資 限 度 額	500万円以内
ご 利 用 期 間	3ヵ月以上10年以内（元金据置期間6ヵ月含む）
ご 融 資 利 率	<ul style="list-style-type: none"> ◎基準とする金利：固定金利 年6.40%（保証料含む） ◎引下げ後金利〔※引下げ金利適用条件該当の方（条件は下記に記載）〕 基準とする金利から▲年0.20%～▲年0.50% 年6.20%～年5.90%
引下げ金利適用となる項目	<p>ご融資利率について、次のお取引項目で引下げ金利適用となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 給与振込5万円以上の実績があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ② 住宅ローン取引があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ③ しんきんVISAまたはしんきんJCBカード契約があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ④ 個人インターネットバンキング契約があり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑤ 定期預金世帯合計残高が100万円以上あり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 ⑥ 公共料金の口座振替が3種目以上あり、かつ極度額30万円以上のカードローン契約がある方 <p>上記①または②に該当すれば0.5%引き下げ、③～⑥のいずれかに該当すれば0.2%引き下げとなります。 ※金利引き下げは0.5%を上限とします。</p>
ご 返 済 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月元利均等・元金均等の分割返済があります。 ・ご融資金額の50%を上限とし、半年毎の増額返済の併用もできます。 なお、元金返済の据置期間は6ヵ月以内までできます。
保 証 会 社 保 証 料・保 証 人	<p>保証会社 … 一般社団法人しんきん保証基金</p> <p>保証料 … 毎月のご返済金に含まれます。</p> <p>保証人 … 原則不要です。</p>
ご提出していただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ①ご本人確認資料 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（表裏）【運転免許証を徴求できない場合（申込人がマイナ免許証のみを保有する場合を含む）は、次のいずれかを徴求】 個人番号カード（表のみ）、資格確認書（表裏）、運転経歴証明書（表裏） （申込人が日本国籍以外の場合）永住者または特別永住者であることを確認するため、上記書類に加えて、次のいずれかの書類を徴求 在留カード、特別永住者証明書、住民票抄本（在留資格の記載があるもの） ②年収をご確認できる資料（借入金額100万円以下の場合は不要です。） <ul style="list-style-type: none"> ・公的所得証明書、源泉徴収票、確定申告書控のいずれか（支払調書は不可） ・勤続年数2年未満の給与所得者に限り、給与明細書でも可。 ・年金受給者の方は年金振込、年金額改定、年金裁定のいずれかの通知書。 ③お使いみちのわかる資料 <ul style="list-style-type: none"> ・見積書、注文書、請求書など。 ・お使いみち②の場合は、融資残高および直近3ヶ月の返済履歴がわかる資料。 ・支払済み資金の場合は、領収書、通帳など。

<p>苦情処理措置 紛争解決措置</p>	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または「ご意見・ご要望受付窓口」(9時～17時、電話：0120-964-522)にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 富山県弁護士会紛争解決センター(電話：076-421-4811)、金沢弁護士会紛争解決センター(電話：076-221-0242)、福井弁護士会紛争解決センター(電話：0776-23-5255)、東京弁護士会(電話：03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話：03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に上記「ご意見・ご要望受付窓口」または全国しんきん相談所(9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p> <p>また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、前記弁護士会、当金庫「ご意見・ご要望受付窓口」もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
<p>そ の 他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・お申込みに際しては、事前に審査させていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ・現在のご融資利率やご返済の試算、ご用意いただく書類、その他の条件につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。 ・繰上償還等の手数料については、別紙「融資に関する手数料一覧」をご覧ください。